



# 投票日は7月10日(日)

# 参議院議員通常選挙

今回の選挙から、選挙権年齢（投票できる年齢）が18歳以上となります

## ◆投票日◆

7月10日(日)

## ◆投票時間◆

午前7時～午後7時

## ◆公示日◆

6月22日(水)

## ◆投票資格◆

つくばみらい市で投票できる方は、次の2つの要件に該当し、当市の選挙人名簿に登録されている方です。

○投票日翌日までに満18歳の誕生日を迎える方（平成10年7月11日以前に出生した方）

○公示日の前日から3カ月（平成28年3月21日）までに転入の届け出をして、引き続き3カ月以上市内に住所を有する方

## ◆今回の選挙から

『18歳以上の選挙権』が初適用

将来を担う若い世代に選挙や政治に対する関心を高めてもらおうと、選挙権年齢（投票できる年齢）を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正

公職選挙法が、平成27年6月に成立しました。

これに伴い、今回の参議院議員通常選挙から適用されますので、若い世代の積極的な投票をお待ちしています。

## ◆投票するには◆

投票所の入場券を、皆様のご自宅へ郵送しますので、投票当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所で投票してください。入場券に記載されている投票所以外では投票することができません。

なお、入場券は、世帯全員分を1通（7人以上は2通）で発行しますので、投票の際にはご自身の分を切り取って投票所に

ご持参ください。入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、投票資格があれば投票することができま

## 《投票することが困難な方へ》

「投票所へ行けない」などの場合、要件を満たせば次のような制度により投票ができます。

## ◆不在者投票制度◆

■市外の選挙管理委員会における不在者投票

市外に滞在・旅行中の方が、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度です。投票用紙は、市選挙管理委

れば投票することができまので、投票所の係員にお申し出ください。

員会にご請求いただいた後、滞在先へ郵送しますので、お早めにご請求ください。

■指定病院などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院などに入院している方が、その施設内で投票できる制度です。投票用紙は、病院長などを通じて請求することができますので、病院などにお申し出ください。

## ■郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがあるため、投票所に向いて投票ができない方が、自宅から郵便で投票できる制度です。

郵便投票を行うには、市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

※不在者投票の手続きには日数が必要です。お早めに市選挙管理委員会にご連絡ください。

## 期日前投票制度

投票日当日に、仕事・旅行などの予定がある場合は「期日前投票」ができます。本制度を積極的にご活用ください。

### ■受付期間

6月23日(木)～7月9日(土)

### ■時間

午前8時30分～午後8時

### ■場所

- 市役所伊奈庁舎1階小会議室
- 市役所谷和原庁舎1階ロビー

※入場券をご持参の上、お越しく下さい。

問 つくばみらい市選挙管理委員会（伊奈庁舎総務課内）  
☎58・2111（内線2103）

～選挙は、皆さんが政治に参加するための大切な機会です。必ず投票しましょう！～